

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成24年度 第4回 高松市景観審議会
開 催 日 時	平成25年1月29日（火） 10時00分～11時30分
開 催 場 所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 高松市屋外広告物条例の改正に向けて (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	井上 雅子, 浦 篤正, 杉本 三枝, 増田 拓朗, 松島 学 , 渡辺 裕之, 坂本 信孝, 橋田 行子, 吉岡 和子, 高橋 涼 , 大西 泰史, 川東 祥次, 鈴木 敦子, 原内 純治, 山地 一敏
欠 席 委 員	牛山 泰博
オブザーバー	—
傍 聴 者	3名
担当課および 連 絡 先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

会議経過および会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

次のとおり、審議会を開催した。

(1) 高松市屋外広告物条例の改正に向けて
事務局より説明

(2) その他

次回の審議会を平成25年3月26日（火）午後1時30分から開催する旨を確認した。

審 議 経 過

(会長)	事務局からの説明を受け、規制・誘導の見直し（案）に関して、委員の皆さんの意見を お願いしたい。
(委員)	今回の資料を見て、事業者から厳しい意見があったことが見て取れる。 特に気になるのが、第3種許可地域（住居系用途地域）において、屋上・壁面広告の高

	<p>さ規制を除外するというものであるが、一番景観が悪化しているのはこの地域であると考えるので、高さ規制を外してよいものか。</p> <p>また、壁面広告の許可基準において、店舗（広告主）単位で許可基準を適用するとあるが、これを認めてしまうと壁中が広告だらけになってしまう恐れがある。大型小売店舗では、店舗毎の広告面積等が明確に定められているが、中小店舗等では、広告物が氾濫してしまうのではないか。</p>
(事務局)	<p>壁面広告の許可基準については、建物の壁面の1/2以下までしか設置できないことから、壁一面が広告物だらけになるという状況は生じないと考えている。</p> <p>第3種許可地域の高さ規制については、これまで、主要路線を基本とした規制から市全域を対象に土地利用（都市計画制度）を基本とした規制とすることから、除外するものである。</p>
(委員)	<p>第3種許可地域（住居系用途地域）の取扱いについて、栗林公園周辺や都市軸沿線と同様に、どこかでモデル地区を設定してみてもどうか。</p>
(委員)	<p>許可基準について、チェック機能のようなものはあるのか。住民サイドが理解できるような基準でなければ、基準のよし悪しの判断がつかず、一般の方が意見を出しにくいと思われる。</p>
(委員)	<p>広告業者の立場から言えば、一般の市民はそれほど気にしていないという側面もあると思う。屋外広告物だけではなく、老朽化の進んだビルなども美しくない。もう少し、一般の市民の気持ちになって規制内容を考えてみる必要がある。</p>
(委員)	<p>玉藻公園の中から屋外広告物も数多く見受けられ、あまり美しくないのので、玉藻公園からの景観についても今後考えていただきたい。</p> <p>近年では、豪雨災害等が頻発しており、広告物が設置される際には安全性のチェックについても強化していただきたい。</p>
(委員)	<p>屋外広告物は地域の方のためのものではなく、外から来る人のためのものであるという意見も多い。</p> <p>交差点の広告物については、安全性の観点からも、乱立させるのではなく、一箇所に集約させて設置するのが最善と考える。</p>
(委員)	<p>規制については、何はともあれ一度やってみることが大切であると思う。</p> <p>景観で一番見苦しいのは電線・電柱である。NTTやケーブルTVなど様々な有線が設置されている。</p> <p>例えば、石川県などは電線・電柱が規制されており、美しい景観が保たれているが、香川県民も美しい景観に触れて、感性を磨いていくことが大切である。</p> <p>今まで作った案内板などを再チェックしてみることも必要である。</p>

(委員)	<p>素案から見ると、今回の資料は少し後退した感じを受けるが、現状と比べるとかなり進歩した案とも考えられる。</p>
(委員)	<p>香川県ではこの度、屋外広告物条例を改正し、規制に取り組んでいる。 今回のように急に規制が厳しくなると、既存不適格広告物が増える恐れがあるので留意する必要があるが、全体的な方向性は良いかと思う。</p>
(委員)	<p>資料の中にある「交差点に停車しても、見ることのできない」という表現が気になる。近年、カーナビの普及によって、広告物を見る必要性自体が低くなっているのではないか。</p>
(委員)	<p>今の御意見のとおり、最近では、スマートホンやカーナビ等が普及しており、案内板自体が必要なくなっている状況がある。 また、持ち主の分からない看板については、倒壊の恐れがあり危険なため、どうにかできないものか。</p>
(事務局)	<p>倒壊の恐れのある広告物については、法令等に基づき、撤去することは可能である。</p>
(委員)	<p>補助制度を導入するというのは良いが、お金持ちの人に対しても一律に補助を行うという考え方はいかがなものか。 罰則については、問題のあるものについても、厳しく取り締まるべきである。</p>
(委員)	<p>交差点については、交通の安全性、危険防止の観点から規制すべきと考えているため、現在の案でよいと思う。</p>
(委員)	<p>規制には、メリハリが必要であると思う。商業系を緩くするというのであれば、住居系についてはもう少し厳しいルールにしてもよいのではないか。 規制される側が色々と意見を言うのは当然のことであるので、あまりそれらの意見に振り回されるのはどうかと思う。</p>
(会長)	<p>全体的な意見として、住居系用途地域については、もう少し厳しいルールでもよいのではないかとのことであった。今回の審議会の意見を踏まえ、引き続き検討を進めていただきたい。</p>